

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月24日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年霧島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

人事院勧告を考慮し、本条例の所要の改正をしようとするものである。